

令和4年美郷町議会議事録

第2回 定例会（第1号）

招集年月日	令和4年 6月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和4年 6月 1日 午前 9時30分				
		議長 福島教次郎				
	散会	令和4年 6月 1日 午前10時30分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名員	2番	牛尾博文	3番	藤原みどり
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	山根啓史
	総務課長	木川士朗	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年美郷町議会第1回定例会議事日程 (第1号)

令和4年2月28日(月) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	令和4年度町長施政方針
5	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 4号 美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 5号 美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別、偏見等防止条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 6号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7号 美郷町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 8号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 9号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p>

- 議案第10号 令和4年度美郷町一般会計予算
- 議案第11号 令和4年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 議案第13号 令和4年度君谷診療所特別会計予算
- 議案第14号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 議案第15号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第17号 令和4年度美郷町簡易水道事業会計予算

【一般事件案】

- 議案第18号 広島市と島根県邑智郡美郷町の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第19号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●**福島議長**

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から令和 4 年美郷町議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番・牛尾議員、3 番・藤原みどり議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日 1 日から 9 日までの 9 日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

●**福島議長**

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から 9 日までの 9 日間とすることに決しました。

日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●**福島議長**

町長。

●**嘉戸町長**

おはようございます。

議長よりご許可をいただきましたので、7 点ご報告を申し上げます。

1 点目に、美郷町ソーシャルデザイン統括本部の設置についてです。このたび、私を本部長とする「ソーシャルデザイン統括本部」を設置し、ソーシャルデザインの取り組み体制を強化いたしました。美郷町では、これまでも、多くの企業、団体、研究機関が、町と連携をして、様々な分野の課題解決に向けた実証実験や、先進的な取り組みを進めています。このたび、企業、団体、研究機関からの提案窓口を一本化し、そして、町の課題と企業団体等のソリューションのマッチング、住民生活の不便の解消や利便性向上につながる新たな取り組みのため、積極的な実証フィールドの提供、支援を行う全国的にほぼ例を見ない先進的な体制を設けました。美郷町ホームページには、新たに「ソーシャルデザインの取り組み」のコーナーを設けています。美郷町は、全国でもいち早く高齢化、人口減少が進行した地域であり、それに伴う社会課題が数多く顕在化しています。見方を変えれば、美郷町は、全国の中でも課題先進地と言えます。「周回遅れのフロントランナー」として、直面する課題に向き合い、様々な知見を持つ企業、団体、研究機関から提案をいただき、連携をして、あるべき未来を見据えたソーシャルデザインに取り組んでいきたいと考えています。

2 点目に、山くじらフォーラムの開催についてです。9 月 28 日から 9 月 30 日の 3 日間、山くじらフォーラムを開催いたします。前回の令和元年 10 月以来、3 年ぶりの開催となります。開催にあたりましては、麻布大学、古河電気工業株式会社、株式会社テザックなど、美郷バレー構成団体を中心に 12 の企業、自治体などに参画、応援をいただいています。また、構成団体以外からも、昨年 10 月の NHK 番組で共演をしました岡山県美咲町にも講演をいただきます。内容は 2 つの基調講演として、1 つは、麻布大学教授・おおち山くじら研究江口祐輔さんの講演と NHK 政策局エグゼクティブ・プロデューサーとして、NHK スペシャルやクローズアップ現代などの番組を手掛けられた棚谷克巳 NHK メディア総局社会チーフリードの講演を予定しております。

また、美郷バレー構成団体による取り組みの紹介やディスカッションそして、井上雅央先生による現地研修を予定をしています。さらに、飲食特産品の販売や、「みさと。ネスト」、タイガー株式会社の事務所などの粕渕のまち歩きも計画をしています。美郷バレーの取り組みを通じた地域の課題解決や活性化のヒント、方策が盛りだくさんの、大変充実したプログラムとなっております。フォーラムの開催に向けまして、しっかり準備を進めていきたいと思っております。このフォーラムの開催により、県内外から多数の参加者が見込まれ、麻布大学からも、生命環境科学部のゼミ生などが参加をされる予定となっております。美郷バレーや美郷町の知名度の向上につなげることはもちろん獣害対策やジビエ振興にとどまらない幅広い分野における取り組みの広がり、町の活性化など、次の段階に向けた、大きなステップにしたいと考えております。

3 点目に、麻布大学フィールドワークセンター誘致の内閣府資料での紹介についてです。美郷町では、令和 3 年 4 月に麻布大学が、本学キャンパス以外で初めてとなる教育研究施設、麻布大学フィールドワークセンターを開設をされました。令和 5 年度には、フィールドワークセンター実習を組み込んだカリキュラムの大幅改編が予定をされており、以後、多くの学生さんたちが入れ替わり美郷町に滞在をされる見込みとなっております。全国各地で、大学等のサテライトキャンパスの誘致活動が数多く行われておりますが、少子化による 18 歳人口の減少や、そういった影響により、大学の経営が難しい局面を迎えており、大学による地方進出は、取り巻く環境は一層厳しく難しくなっています。また、大学にとっても、地方にサテライトキャンパスを設置する魅力が、十分見出せていないというふうな指摘もあります。そうした中、内閣府地方創生推進室が、地方公共団体向け大学等サテライトキャンパス設置の推進に向けたポイント集という報告書を作成をし、全国の成功事例として 5 つ取り上げられておりまして、そのうちの 하나가、美郷町と麻布大学の事例、が紹介されております。誘致の困難が増す中で、このたびの開設に至った経緯や、町の担当者と大学教授との 20 年間の連携、関係性の構築、町長と大学学部長のトップ同士の直接的なやりとり、地域資源を活用した研究による大学にとっての教育研究の発展、といった、ポイントが詳しく紹介をされています。成功事例として全国的に取り上げていただくことは大変光栄なことであり、美郷町に注目が集まるよい機会でもあります。引き続き、関係機関と連携をして、フィールドワークセンターの発展を支援し、高校はないけど大学のある町として、町の活性化につなげていきたいと思っております。

4 点目は、みさとと。ネストのリニューアルオープンについてです。「サテライトオフィスみさとと。ネスト」2 階の改修工事が完了し、リニューアルオープンをしました。レンタルオフィスが 6 部屋となり、4 ブースのアルコーブや研修、イベント等に活用できるオープンスペースも設置しています。利便性の向上に加えて、コミュニケーションも活発化しやすくなり、利用者にとっての魅力も向上しています。早速、5 月に飯南町のデザインコンサルティング会社である、「LBS (ラッキー・ブック・スタジオ)」さんが入居され、6 月には、昨年度の「みさとと。ビジネスプランコンテスト」対象者の東京都の「Think a Pase(シンク・ア・フェーズ)」株式会社さんが入居される予定となっております。また、美郷町ホームページには、「みさとと。ネスト」のコーナーを新たに設けております。こうした情報発信の強化に加え、ビジネスマッチングなどで引き続き積極的に誘致を行ってまいりたいと思っております。

5 点目に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてです。国の令和 3 年度補正として、同交付金が拡充をされ、美郷町には、1 億 1069 万 7000 円の交付限度額が示されています。また、昨今の世界情勢の影響による物価の高騰に応じて、国の令和 4 年度予備費などで、同交付金に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設をされ、美郷町に対して 5212 万 3000 円の交付限度額が示されたところです。現在、この交付金を活用した事業計画を作成中であり、今後の状況も見ながら、事業財源や、ウイズコロナ、アフターコロナに向けた施策などに有効活用するよう検討をしています。予算につきましては、先日、国会で可決されました補正予算を踏まえまして、事業計画の作成を行い、また、提案をさせていただいた

いと考えています。

6点目の工事発注につきましては、2月中旬から5月中旬までの状況をタブレットに配信をしています。最後に、先ほど追加で、1点、ご報告をさせていただいております。配信をさせていただいております。環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業」の選定について報告をいたします。美郷町の脱炭素化に向けた取り組みの提案が、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業」に選定されたと、昨日環境省から内示の連絡がありました。まだ、環境省から正式発表にはなっていないので、詳しいことはわかりませんが、選定されたのは、全国で10数箇所の自治体に上るといふうに聞いております。大変有意な事業に選定をいただき、ありがたく思っております。脱炭素のフロントランナーとして、家庭部門や、事業者の再生可能エネルギー設備の導入、あるいはEVの普及、そして、ソーラーシェアリングや農業の電動化などの新しい農業を推進してまいりたいと考えています。詳細につきましては、後日、皆様方にもご報告をさせていただく予定です。以上で行政報告を終わります。

●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、陳情の委員会付託を行います。本定例会までに受理しております陳情は、お手元にお配りしております陳情文書表のとおりであります。会議規則第95条の規定により、陳情文書表のとおり、所管の委員会へ付託いたしますので、審査をお願いいたします。

日程第5、報告事項を議題といたします。報告第1号から報告第2号までの報告事項2件について、順次説明を求めます。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

そうしますと、報告第1号、令和3年度美郷町一般会計繰越明許費についてご説明を申し上げます。先の定例会において、翌年度への繰越し見込みを4億5629万円と、ご承認をいただきました。27の事案で、これまで以後精査したところ、お手元にありますように繰越計算書として報告をさせていただいております。精査の結果、総計は4億3029万9029円とさせていただきました。一応こちらについては、前回お示しした繰越額を超えるものではないということで、以上、報告第1号について、ご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。報告第2号、令和3年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費について、ご説明を申し上げます。3月の定例会におきまして、翌年度への繰越し見込額を500万円としてご承認いただきました。新谷橋梁添架管布設工事につきまして、地方自治法施行例146条第2項に基づき、精査をした上で、繰越計算書として報告をさせていただくものでございます。精査の結果、繰越額は、見込額と同額の500万円となりました。なお、簡易水道事業は、令和4年4月1日から、地方公営企業法を適用しておりますが、地方公営企業法第4条第5項の規定により、法適用の日の前日の会計年度から繰越しをして使用することとしたものは、法適用日の事業年度において使用することができると規定をされてございます。以上、報告第2号、令和3年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●福島議長

以上で報告事項の説明が終わりました。

日程第 6、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、予算案 4 件、一般事件案 5 件の計 9 件であります。議案第 29 号から議案第 37 号までの 9 議案を一括上程いたします。

初めに、議案第 29 号から議案 32 号までの予算案 4 件について、順次、提案の理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第 29 号、令和 4 年度美郷町一般会計補正予算第 1 号について、ご説明を申し上げます。本補正は、新型コロナウイルス感染症へのワクチン接種費用にかかる費用、また、生活支援のための非課税世帯及び、ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給、そして、7 月の人事異動に伴う歳出構成が主なものです。予算提案額は、歳入歳出それぞれ 3209 万 4000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 8609 万 4000 円とするものです。まず第 1 表、歳入歳出予算補正のところですか。歳入です。事項別明細書に伴いまして、7 ページのところをご覧ください。2、歳入です。2 段番目、款 14 国庫支出金、項 2 失礼しました。1 段目、款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 衛生費国庫負担金です。節は、保健衛生費負担金、説明欄にあります新型コロナウイルス接種対策国庫負担金として 523 万 7000 円を計上しております。その下、同じく国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金です。節、社会福祉費補助金です。説明欄にあります。母子家庭自立給付費補助金、こちらは、ひとり親家庭に対しての高等研修に係る給付費の補助金、国庫支出金 81 万 4000 円です。そして、その下子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金、ひとり親分として 70 名を予定対象としました 385 万円。また、子育て生活支援特別給付金事業補助金、その他世帯でございますが、ひとり親以外の 50 名を対象予定としました 275 万円が国庫負担金補助金として計上しております。その下、目 2 衛生費国庫補助金です。節、保健衛生費補助金、説明欄は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金。こちらは、具体的な接種費用以外ですね、委託料であるとか、それに係る経費、こちらをですね、381 万 6000 円計上させていただいています。その下、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金です。これら事業に伴いまして、当面の財源としまして、財政調整基金繰入金を 1500 万、追加で計上いたしました。次ページをお願いします。8 ページ、款 20 諸収入、項 7 雑入、目 5 雑入です。節 9 消防費雑入。当初予定をしておりました消防団員さん、こちらの退職に係るところの人数が増えたということで、退職報償金の方、62 万 7000 円増額の歳入を見込めるということで計上をしております。続いて歳出でございます。ページは 9 ページをお願いします。全体的に、4 月の人事異動に伴う人件費、再編となっております。一般会計では総体で 138 万 3000 円の増加、また、他会計では、国保会計における人件費分、266 万 6000 円を繰り出し増額をしております。それでは、説明をさせていただきます。主なものをお話をさせていただきます。まず、9 ページ下段、款 2 総務費、項 1 総務費、管理費、目 6 企画費でございます。こちらにあります 18 負担金補助金、001 企画費補助金、交付金、それぞれ予算の更正をしております。誇りの持てるふるさと地域づくり事業 50 万また、提案型空き家等利用促進事業 550 万、こちら合わせて 600 万を、従前、交付金としておりましたが、補助金に組替えての計上でございます。10 ページをお願いします。款 2 総務費、項 2 徴税费、目 2 賦課徴収費でございます。12 委託料でございます。001 賦課徴収費 516 万 8000 円。事務事業費委託料です。内容としましては、固定資産税の評価替えに係る標準宅地ですね、鑑定評価、これらの業務委託、こちら、箇所数でいくと 87 件を想定し、1 箇所あたり 5 万 4000 円掛

ける消費税、この額を 516 万 8000 円を計上しております。次ページをお願いします。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費です。説明欄です。007 子育て世帯への臨時給付金、こちらの方は、1 人親世帯の給付金でございます、具体的には補助金の欄、350 万でございます。70 名掛ける 5 万円で、350 万を給付金として、経費を計上しております。それ以外につきましては、係る経費ということです。そして、その下 013 子育て世帯生活支援特別給付金、こちらは、ひとり親以外の方へ向けての給付金でございます。こちら補助金としまして計上しております。内訳は、50 人の対象予定者に対して一律 5 万円というふうに算定しております。その下 014 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金でございます。こちら、昨年度、令和 3 年度におきまして、810 世帯をですね、対象者としておりました。その中で、令和 3 年度内ですね、支給出来たのが 746 世帯ということで、その差額分の世帯数の返還金を、このたび 650 万 8000 円として計上させていただきました。次ページをお願いします。款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 2 母子福祉費です。001 母子福祉費でございます。法律の規定による補助金扶助としまして、高等職業訓練促進給付事業としまして、ひとり親家庭の方に対して就業のための支援金でございます。これは本年度当初予算の編成後にですね、対象者の方から申請があったということで、6 月の補正で 96 万 6000 円、改めて計上させていただきました。次ページをお願いします。13 ページです。款 3 民生費、項 2 児童福祉、目 4 児童福祉施設費です。002 子育て支援事業費補助金、こちらは国が対象としてますひとり親の家庭以外ですね、国対象外のご家庭にですね、町の単独分としまして、予定としましては 16 名の方を対象に、一律 3 万円という寄附金を支援するために、このたび計上いたしました。次ページをお願いします。14 ページです。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 診療費でございます。説明欄 001 診療費、他会計繰出金。年度当初のところで 100 万円減額をしています。こちらはですね、大和診療所での接種に係る個別接種促進を支援とした交付金、こちらがですね、このたび交付金を受けることになりました。こうしたことから追加計上による、他会計への減額をさせていただきましたので、繰り出しを減額をして調整をさせていただきました。こちらについてはまた後ほど、該当会計の方で、ご説明があるかというふうに思います。17 ページをお願いします。17 ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費でございます。説明欄 001 非常備消防費、報償費、先ほどお話ししました退団者の増の見込みのため、62 万 7000 円増額をして計上しております。歳出の方は以上でございます。以上で、議案第 29 号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 30 号、令和 4 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 266 万 6000 円を追加し、予算総額を 6 億 7133 万 2000 円とするものでございます。補正の理由でございますが、本年 4 月の定期人事異動に伴います人件費の増額及び今年度末から運用が開始されます国保事務処理標準システムの導入準備、データ移行作業にかかる会計年度任用職員の経費を計上するものでございます。それでは、6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 13 繰入金、項 2 他会計繰入金目 1 一般会計繰入金、補正額 266 万 6000 円の増額でございます。詳細につきましては、次のページの歳出のところでご説明させていただきますが、今回の補正額と同額を一般会計から繰り出し、国保会計に繰り入れるものでございます。7 ページ、歳出をお願いいたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 266 万 6000 円の増額でございます。こちらで、職員 2 名分の人件費を計上しておりますが、うち 1 名につきまして、人事異動による増額及び、先ほどご説明申し上げました会計年度任用職員 1 名分の増額でござい

す。説明欄にございますように、非常勤職員報酬 150 万 8000 円。一般職給与 66 万 7000 円の増額、その他、各手当並びに共済組合負担金等で、それぞれの増減がございまして、合計しますと、266 万 8000 円の増額となっております。以上で議案第 30 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●**福島議長**

番外。健康福祉課長。

●**松島健康福祉課長**

上程いただきました議案第 31 号、令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 8185 万 8000 円と変更ございませませんが、今回の補正予算としましては、財源の更正を行うものでございまして。これは、令和 3 年度後半にコロナワクチンの個別接種において、一定期間の間一定数以上の個別接種を実施した医療機関へ接種促進のための県の交付金がもらいます。その新型コロナウイルスワクチン感染症緊急包括支援交付金として、国保連を通しまして県から補助をいただくものを、令和 4 年度に計上させていただきまして。その歳入の財源を更正させていただきますが、ページ 2 ページをごらんください。歳入、款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、補正前 4564 万 4000 円を 100 万円減額といたしまして、4464 万 4000 円とします。款 7 県支出金、項 1 県補助金としまして 100 万円計上させていただきます。それに伴いまして、予算額は、補正前と変わりません。8185 万 8000 円となります。歳出についても、補正前とは変更ございませぬので、8185 万 8000 円となります。以上、議案第 31 号のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●**福島議長**

番外、建設課長。

●**永妻建設課長**

それでは、議案第 32 号、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 2 号についてご説明をいたします。この補正は、8 月の人事異動による人件費の補正で、当初予算の第 3 条の収益的支出の予定額を補正するものでございまして。第 1 款、水道事業費用の補正予定額を 303 万 8000 円とし、予定額を 1 億 7623 万 7000 円とするものでございまして。予算に関する説明書の方、3 ページの方をお開きください。美郷町簡易水道事業会計補正予算第 2 号の実施計画でございまして。まず、第 1 款、水道事業費用、項 1 営業費用 280 万 7000 円の補正でございまして。こちらは先ほど申し上げました人事異動による人件費の補正でございまして。それぞれ 3 つの目で人件費を案分して計上してございまして。次に、項 2 特別損失、23 万 1000 円の補正でございまして。こちらは今年の 6 月賞与に係る特別損失で、4 月の人事異動に伴い増加となるものでございまして。なお、この補正によりまして予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表をそれぞれ修正をさせていただきます。4 ページの予定キャッシュフロー計算書をごらんください。当初純利益が 347 万円余り減額いたしまして、718 万円となっております。5 ページの予定貸借対照表をごらんください。変更となりましたのは、流動資産の現金預金が 183 万円減少し、403 万円。流動負債の賞与引当金が 28 万円増加し、117 万円となっております。また、予定キャッシュフロー計算書の変更に伴いまして、予定損益計算書をあわせて添付してございまして。以上、議案第 32 号、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 2 号についてのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●**福島議長**

次に、議案第 33 号から議案第 37 号までの一般事件案 5 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 33 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。専決処分の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行令等の一部を改正する法律が、令和 4 年 3 月 31 日に公布され、その一部が 4 月 1 日に施行されるものであったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき関連する美郷町税条例につきまして、3 月 31 日付けで専決処分を行ったものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきたいと思っておりますので、新旧対照表の方をお開きください。初めに、1 ページ、第 34 条の 7、寄附金税額控除でございます。こちらは、寄附金控除の対象となります公益財団法人に係る経過措置が終了したことに伴う条文の整理でございます。続きまして、第 48 条、法人の町民税の申告納付でございますが、こちら第 9 項及び第 15 項につきまして、法改正に伴う項番のずれが生じておりますので、これを修正するものでございます。続きまして、2 ページ、第 73 条の 2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び第 73 条の 3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料でございます。この度の法改正により、固定資産課税台帳等に記載されている DV 被害者等の住所が明らかにされることにより、生命や身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合など、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付が適当でないと判断される場合におきまして、住所の削除等、必要な措置を講ずることとする規定を盛り込むものでございます。続きまして、3 ページ、附則でございます。第 10 条の 2 におきましては、項ずれが生じておりますので、これに対応する改定でございます。4 ページ、附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、対象となります改修工事に省エネ改修工事を含むとする特例の拡充に伴う改正でございます。続いて、6 ページをお願いいたします。附則第 12 条、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例でございますが、こちらは、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、令和 4 年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の 5% から 2.5% に引き下げる改正でございます。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、本文の改め文をお願いいたします。改め文、3 ページをお開きください。この改正条例の附則でございます。第 1 条で、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。続いて、第 2 条で、固定資産税に関する経過措置を規定しておりますが、改正後のものにつきましては、令和 4 年度以降の固定資産税に適用し、令和 3 年度以前のは、従前の例によるものとするものでございます。以上で議案第 33 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 34 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。専決処分の理由でございますが、こちら、税条例と同じく、地方税法及び地方税法施行令等の一部を改正する法律が、令和 4 年 3 月 31 日に公布され、その一部が 4 月 1 日に施行されるものであったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、関連する美郷町国民健康保険税条例につきまして、3 月 31 日付けで専決処分を行ったものでございます。改正箇所につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表 1 ページをお開きください。第 2 条第 2 項ただし書部分の改正でございます。この第 2 条は、国保税の課税額についての規定でございます。国保税の課税額につきましては、一定の上限を設定しておりますが、令和 4 年度におきましては、保険税負担の公平性の確保及び低所得者層の負担軽減を図る観点から、基礎課税限度額を 63 万円から 65 万円に、2 万円引き上げることとする改正でございます。続いて、第 3 項後期高齢者支援金等課税額につきましても、同様に、19 万円から 20 万円に、1 万円引き上げることとしています。なお、介護納付金等課税額、こちらにつきまし

ては、現在の上限 17 万円で据置きとなっております。続きまして、第 23 条第 1 項でございますが、こちらは、保険税の減額に係る軽減判定所得について、規定しているものでございます。税額の軽減につきましては、低所得者に対する保険税の負担を軽減するため、被保険者の所得に応じて、応益部分、均等割、平等割の額をそれぞれ 7 割、5 割、2 割の一定割合で減額を行っております。このたびの改正は、先ほど第 2 条のところでご説明申し上げました課税限度額の引上げを反映するものでございます。続きまして、2 ページ、附則でございます。附則の 6 で、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定しておりますが、令和 4 年度より、未就学児に係る均等割額の軽減に関する項が加わったことによりまして、文言の整理を行うものでございます。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、本文の改め文をお願いいたします。中段に、この改正条例の附則がございます。第 1 条で、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしております。続く第 2 条では、適用区分を規定しておりますが、改正後のものにつきましては、令和 4 年度以降の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度以前のものについては、従前の例によるものとするものでございます。以上で議案第 34 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

そうしますと、議案第 35 号による専決処分第 3 号、令和 3 年度美郷町一般会計補正予算第 10 号の報告を差し上げ、ご承認の方をいただきたいと考えます。補正予算第 10 号は、歳入歳出それぞれ総額を 9805 万 7000 円増額いたしまして、歳入歳出それぞれの総額を 71 億 3054 万 4000 円とするものです。専決執行日は、年度最終日の 3 月 31 日としております。歳入につきましては、収入が確定しました地方譲与税、各種交付金、特別交付金の増額、また、事業実施に伴う、予定していた基金の繰入れの減額や、地方債の減額が概要です。歳入からご説明を差し上げます。事項別明細書歳入 9 ページの方をお願いします。款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税でございます。こちら地方譲与税からですね、11 ページの款 11 交通安全対策特別交付金までは、収入額の確定によります。こちら合計で 1 億 3418 万 8000 円の増額となりました。中でも 9 ページ中段、地方譲与税、9 ページ上段、地方譲与税、項 2 自動車重量譲与税は、算定としておりました島根県試算よりも、1232 万 7000 円増額での確定となりました。10 ページをお願いします。款 7 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、同じく目も町消費税交付金でございます。令和元年度 10 月から、消費税の引上げ分が、社会保障これらの経費に充てることとして、本交付金に反映され、2594 万 7000 円の増額となっております。内訳では、引上げ分だけではなく、消費動向がやや上昇した景気を反映して、配当割交付金なども含め、幾分増額となっております。11 ページをお願いします。款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、特別交付税でございます。特別交付税の 3 月交付分が、このたび確定をしまして、最終的に 9,137 万 2000 円の増額となりました。歳入見込みは、当初、大変、消極的な試算としていたことと、また邑智病院の負担、運営負担に係る算定基準、こちらの方が、今年度変わったということ、また、みさと光ネットにおける電気通信施設、こちらの維持管理分がですね、明確に算定根拠となったことが要因となっております。続きまして、次ページ 12 ページをお願いします。款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 6 地域福祉振興基金。また、14 の地域振興基金繰入金、17 の園芸作物振興施設管理基金繰入金、こちらは、いずれも一般財源の更正として、皆減をしております。下段、款 21 町債、項 1 町債、目 1 総務費、こちら過疎対策事業債、こちらは実績によります 90 万円の増額としております。その下、4 農林債、緊急自然災害防止対策事業債は、次年度の事業への事業費の移行ということで、減額として補正を 520 万してしております。目 5 及び 6 の土木債、消防債についてもそれぞれ実績による 10 万円の増額でございます。

13 ページをお願いします。同じく町債ですが、目 7 教育債、過疎対策事業債を充てておりますが、こちら実績によりまして、90 万円の減額。目 8 災害復旧債、こちらは農林水産施設災害復旧事業債は、単独、小災害いずれも実績により 150 万、どちらも 150 万ですね、合わせて 300 万円の減額でございます。その下、公共土木災害復旧債では、補助部分では 380 万円の減額、単独分では 440 万円の増としまして、合わせて 90 万円の増額としております。商工債につきましては、過疎対策事業債を充てておりまして、実績により 180 万の減額とさせていただいております。続いて、歳出でございます。14 ページをお願いします。全体的にはいずれも、邑智郡総合事務組合の負担金の精算によるものでございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 15 の財産管理費でございます。説明欄 001 財産管理費。こちらはですね、このたびの全体の基金の調整で、減債基金の積立金として 1 億 1500 万円を計上しております。2 つ下がりまして目 12 電子計算費、電算共同処理費一部事務組合負担金。こちらは、情報システム課のですね、負担金、これを減額補正して 330 万減額をしております。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費です。説明欄 004 介護保険費でございます。こちら介護保険事業に係るところの負担金 810 万円を、減額を補正をするものでございます。次ページをお願いします。中段にあります款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費でございます。001 塵芥処理費 35 万 7000 円を減額しておりますが、クリーンセンターの運営費、こちらの精算ということで減額補正をしております。それでは、款 12 ですね、ページで言いますと、19 ページをお願いします。款 12 公債費、項 1 公債費、目 2 利子でございます。当初の予算の時点からですね、繰越事業により、借入れ時期が大き、1 年ずれたということとですね、不測の事態のことを考えておりまして、少し多めに積み上げておりましたが、最終的に 518 万 7000 円、こちらを減額補正をいたします。最後に第 2 表地方債です。詳細の方はですね、先ほど町債の方で説明をさせていただきましたので、割愛をすることとしまして、補正前の限度額から 930 万円を減額しました総額 9 億 7620 万円です。起債の方法、利率、償還方法については変わりはありません。以上、議案第 35 号による専決処分第 3 号、令和 3 年度美郷町一般会計補正予算第 10 号について、ご報告をいたしました。ご承認の方よろしくをお願いします。以上です。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

議案第 36 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明をいたします。専決処分の理由でございますが、先の定例会におきましてご承認いただきました令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計予算における特例的収入及び支出におきまして、当初の見込みを増額する必要が生じたため、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 1 号の専決処分を行ったものでございます。2 ページをお願いいたします。専決第 4 号、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 1 号でございます。第 1 条としまして、地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び、未払金の金額にそれぞれ 177 万円及び 40 万 9000 円を追加し、それぞれ 2338 万 9000 円及び 192 万 7000 円とするものでございます。特例的収入及び支出は、法適用の前日の属する会計年度で発生した債権に係る未収金、または債務に係る未払い金を計上するものでございます。特例的収入の補正内容につきましては、国道 375 号の移転補償金について、3 月までの収入を見込んでおりましたが、4 月以降となったため料金収入等と合わせまして、精査を行い 177 万円を追加するものでございます。特例的支出の補正内容は、光熱水費、検査手数料、時間外手当が当初の見込みより増額となったため 40 万 9000 円を追加するものでございます。また、補正予算に関する説明書としてつけておりますキャッシュフロー計算書及び開始貸借対照表もそれぞれ修正を行ってございます。4 ページをお願いいたします。予定キャッシュフロー計算書でございますが、1 業務活動費に係る

キャッシュフローの未収金の増減額を 103 万 6000 円に、未払金の増減額をマイナス 40 万 8000 円にそれぞれ修正を行ってございます。5 ページの開始貸借対照表をお願いいたします。2、流動資産 (1) の未収金を 2338 万 8000 円に、4、流動負債の (2) の未収金を 192 万 6000 円にそれぞれ修正を行ってございます。なお、専決処分の日につきましては、予算の空白が出来ないようにするため 4 月 1 日として処分をしてございます。以上議案第 36 号、専決処分の承認を求めることについてのご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●**福島議長**

番外、教育課長。

●**漆谷教育課長**

上程になりました議案第 37 号について、ご説明いたします。議案第 37 号財産の取得について、1、取得する財産、美郷町給食センター電気回転釜 3 台。2、取得の金額、金 649 万円。3、取得の相手方、松江市西嫁島 1 丁目 4 番 10 号、株式会社門脇正司商店、代表取締役、門脇利行。4、取得の方法、指名競争入札。この財産の取得は、建設から 14 年が経過した美郷町学校給食センター調理室内の設備更新計画に基づき、電気回転釜 3 台の更新を行うものです。令和 4 年 5 月 27 日に指名競争入札をいたしました。入札参加者は、有限会社山崎教具店、株式会社多山文具美郷町出張所日原文具店、株式会社門脇正司商店の 4 社でございます。落札者は、松江市西嫁島 1 丁目 4 番 10 号、株式会社門脇正司商店、代表取締役、門脇利行。落札金額は 590 万円でございます。消費税 59 万円を加えた金額、649 万円が取得額でございます。令和 4 年 5 月 30 日に仮契約を締結しており、納入期限は令和 4 年 8 月 8 日を予定しております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●**福島議長**

全議案の説明が終わりました。なお、議案及び報告事項に対する質疑は、3 日に日程を取りますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は、3 日金曜日、定刻より開きます。本日はこれをもちまして散会といたします。

また、この後、10 時 45 分からこの場におきまして、全員協議会を開きますので、よろしくお願いいたします。

(散 会 午 前 10 時 30 分)